

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令の番号	昭和26年法律第45号					
不利益処分の種類	社会福祉事業経営者の許可取消等	根拠条項	第72条第1項					
処分基準	<p>社会福祉事業を営む者に対し、社会福祉事業を営むことを制限し、その停止を命じ、又は社会福祉事業経営の許可を取り消す場合は、社会福祉法第72条第1項に規定されている事由による。</p> <p>1 第62条第6項（社会福祉施設の設置許可）の規定による条件に違反していること。</p> <p>2 第63条第1項（変更の届出）若しくは第2項（変更の許可）、第68条（第1種社会福祉事業の変更及び廃止の届出）又は第69条第2項（第2種社会福祉事業の変更及び廃止の届出）に違反したこと。</p> <p>3 第70条（調査）の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による当該職員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したこと。</p> <p>4 第71条（改善命令）の規定による命令に違反したこと。</p> <p>5 その事業に関し不当に営利を図っていること。</p> <p>6 福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当な行為をしたとき。</p>							
	対応区分	1 聴聞の実施	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次NO	20
		2 弁明の機会の付与						